



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年6月29日火曜日 第2179号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 8

教育委員会規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を

改正する規則..... 9
県立学校における授業料等減免規則の一部を改正する規則.....10

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....10
愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則...25

公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程.....26

規 則

○愛媛県規則第33号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成19年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外）</p> <p>第6条 条例第6条に規定する知事が条例の規定を適用することが適当でないと認める法人又は個人は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 法人税法（昭和40年法律第34号）第70条、第81条の16又は第134条の2の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人</p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>様式第1号（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第1号（その1）（法人用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者雇用状況証明書（様式第2号）</p> <p>(3) 省略</p> <p>様式第1号（その1）の記載要領</p> <p>1 「基準事業年度」の欄は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。</p> <p>2 省略</p> <p>3 常時雇用する労働者の数は、適用対象事業年度終了の日現在における雇用保険の一般被保険者 _____ 及び高年齢継続被保険者 _____</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第6条 条例第6条に規定する知事が条例の規定を適用することが適当でないと認める法人又は個人は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 法人税法（昭和40年法律第34号）第70条又は第134条の2第1項 _____ の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人</p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>様式第1号（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第1号（その1）（法人用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者雇用状況報告書（様式第2号）</p> <p>(3) 省略</p> <p>様式第1号 _____ の記載要領</p> <p>1 「基準事業年度」の欄は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。</p> <p>2 省略</p> <p>3 常時雇用する労働者の数は、適用対象事業年度終了の日現在における雇用保険の一般被保険者（<u>短時間労働被保険者を除く。</u>）及び高年齢継続被保険者（<u>短時間労働被保険者を除</u></p>

_____の総数を記載すること。

なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

- 4 雇用障害者数は、各事業年度に属する各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数（その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を記載すること。

なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げるすべての要件を満たす者に限る。

- (1)～(4) 省略
- (5) 知的障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（児童相談所又は知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者）であること。
- (6) 精神障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者であつて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であること。

5・6 省略

様式第1号（その2）（個人用）

省略

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 障害者雇用状況証明書（様式第2号）
- (3) 省略

様式第1号（その2）の記載要領

- 1 「基準年」の欄は、「平成22年1月1日から平成22年12月31日まで」と記載すること。

2 省略

- 3 常時雇用する労働者の数は、適用対象年の末日現在における雇用保険の一般被保険者_____及び高年齢継続被保険者_____の総数を記載すること。

なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

- 4 雇用障害者数は、各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数（その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を記載すること。

なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げるすべての要件を満たす者に限る。

- (1)～(4) 省略
- (5) 知的障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（児童相談所又は知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者）であること。
- (6) 精神障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者であつて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であること。

5・6 省略

_____の総数を記載すること。

なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

- 4 雇用障害者数は、各事業年度に属する各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数（その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を記載すること。

なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げるすべての要件を満たす者に限る。

- (1)～(4) 省略
- (5) 知的障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（児童相談所又は知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者）であること。
- (6) 精神障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者であつて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であること。

5・6 省略

様式第1号（その2）（個人用）

省略

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 障害者雇用状況報告書（様式第2号）
- (3) 省略

様式第1号 _____の記載要領

- 1 「基準年」の欄は、「平成19年1月1日から平成19年12月31日まで」と記載すること。

2 省略

- 3 常時雇用する労働者の数は、適用対象年の末日現在における雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者を除く。）及び高年齢継続被保険者（短時間労働被保険者を除く。）の総数を記載すること。

なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

- 4 雇用障害者数は、各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数（その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を記載すること。

なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げるすべての要件を満たす者に限る。

- (1)～(4) 省略
- (5) 知的障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（児童相談所又は知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者）であること。
- (6) 精神障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者であつて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であること。

5・6 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- (1) 様式第 1 号 (その 1) 様式第 1 号の記載要領 3 の改正規定 平成22年 7 月 1 日
- (2) 様式第 1 号 (その 2) の改正規定 平成23年 1 月 1 日

様式第1号(その1)(法人用)

障害者雇用事業税不均一課税申告書(法人用)							
						年 月 日	
愛媛県知事 様		事務所の所在地 申告者 名称及び代表者の氏名 ㊟ 電話番号 記入者 職・氏名 ㊟					
基準事業年度	年 月 日から		年 月 日まで				
適用対象事業年度	年 月 日から		年 月 日まで				
常時雇用する労働者の数	人						
雇用保険適用事業所番号	事業所名(略称可)			事業所番号			
基準事業年度の雇用障害者数	月	月	月	月	月	月	合計 (/12)
	人	人	人	人	人	人	
	人	人	人	人	人	人	人
適用対象事業年度の雇用障害者数	月	月	月	月	月	月	合計 (/12)
	人	人	人	人	人	人	
	人	人	人	人	人	人	人
増加雇用障害者数(= -)							
所得割	区 分	本県分の課税標準額(円)	税率	税額(円) ×	1/2税率 = ×1/2	税額(円) ×	
	年400万円以下の金額						
	年400万円を超え年800万円以下の金額						
	年800万円を超える金額						
	小 計						
軽減税率不適用法人の金額							
付 加 価 値 割							
資 本 割							
収 入 割							
合 計							
= -							
円							
= 10 万 円 ×							
円							
区 分 不 均 一 課 税 額							
の 場 合 の 額 円							
> の 場 合 - 円							
備 考							

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類
 - (2) 障害者雇用状況証明書(様式第2号)
 - (3) 性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人でない旨の誓約書

様式第1号の記載要領

- 1 「基準事業年度」の欄は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。
- 2 「適用対象事業年度」の欄は、この申告に係る事業税の事業年度の期間を記載すること。
- 3 常時雇用する労働者の数は、適用対象事業年度終了の日現在における雇用保険の一般被保険者（平成22年7月1日前に開始した事業年度にあつては、短時間労働被保険者を除く。）及び高年齢継続被保険者（同日前に開始した事業年度にあつては、短時間労働被保険者を除く。）の総数を記載すること。
 なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。
- 4 雇用障害者数は、各事業年度に属する各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数（その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を記載すること。
 なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げるすべての要件を満たす者に限る。
 - (1) 県内に住所を有する者であること。
 - (2) 県内の事務所又は事業所において雇用される者であること。
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）となっている者であること。
 - (4) 身体障害者にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者（身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する者又は7級の障害を2つ以上重複して有する者）であること。
 - (5) 知的障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（児童相談所又は知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者）であること。
 - (6) 精神障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者であつて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であること。
- 5 雇用保険適用事業所番号は、支店又は営業所ごとに複数の雇用保険の保険関係が成立している場合には、それらすべての事業所番号を記載すること。
- 6 常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類として、ハローワーク（公共職業安定所）が運用する雇用保険トータル・システムの次に掲げる出力帳票の原本及び当該帳票に係る交付申請書の写しを添付すること。
 - (1) 適用事業所台帳ヘッダー1
 - (2) 事業所台帳ヘッダー2照会
 - (3) 事業所別被保険者台帳照会
 なお、これらの出力帳票は、事業所関係照会区分及び編集コード等を次の表のとおり指定してハローワーク（公共職業安定所）から交付を受けたものとする。

（照会区分コード）	（編集コード）	（指定期間）
事業所関係照会の対象者につき、次の「6 全被保険者」を指定すること。	事業所関係照会の対象者の並び順番につき、次の「3 取得（転入）日順」を指定すること。	基準事業年度（年）開始の日から適用対象事業年度（年）終了の日までとすること。
1 取得中の者 2 喪失済の者 3 喪失原因3 4 転入者 5 転出者 ⑥ 全被保険者	1 被保険者番号降順 2 氏名の50音順 ③ 取得（転入）日順 4 離職（転出）日順 5 生年月日順	

様式第1号(その2)(個人用)

障害者雇用事業税不均一課税申告書(個人用)							
愛媛県知事 様						年 月 日	
住所 申告者 氏名 電話番号						㊟	
基 準 年	年 月 日から 年 月 日まで						
適 用 対 象 年	年 月 日から 年 月 日まで						
常時雇用する労働者の数	人						
雇用保険適用事業所番号	事業所名(略称可)			事業所番号			
基準年の雇用障害者数	月	月	月	月	月	月	合計 (/12)
	人	人	人	人	人	人	
	月	月	月	月	月	月	
	人	人	人	人	人	人	人 人
適用対象年の雇用障害者数	月	月	月	月	月	月	合計 (/12)
	人	人	人	人	人	人	
	月	月	月	月	月	月	
	人	人	人	人	人	人	人 人
増加雇用障害者数(= -)							
区 分	本県分の課税標準額(円)	税率	税額(円)	1/2税率 =	税額(円)		
			x	x 1/2	x		
					円		
	= -				円		
	= 10 万 円 x				円		
区 分	不 均 一 課 税 額						
の 場 合	の 額 円						
> の 場 合	- 円						
備 考							

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類
 (2) 障害者雇用状況証明書(様式第2号)
 (3) 性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む個人でない旨の誓約書

様式第1号の記載要領

- 1 「基準年」の欄は、「平成22年1月1日から平成22年12月31日まで」と記載すること。
- 2 「適用対象年」の欄は、この申告に係る事業税の課税年度の初日の属する年の前年の期間を記載すること。
- 3 常時雇用する労働者の数は、適用対象年の末日現在における雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者の総数を記載すること。
 なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。
- 4 雇用障害者数は、各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数（その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を記載すること。
 なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げるすべての要件を満たす者に限る。
 - (1) 県内に住所を有する者であること。
 - (2) 県内の事務所又は事業所において雇用される者であること。
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）となっている者であること。
 - (4) 身体障害者にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者（身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する者又は7級の障害を2つ以上重複して有する者）であること。
 - (5) 知的障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（児童相談所又は知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者）であること。
 - (6) 精神障害者にあつては、障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者であつて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であること。
- 5 雇用保険適用事業所番号は、支店又は営業所ごとに複数の雇用保険の保険関係が成立している場合には、それらすべての事業所番号を記載すること。
- 6 常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類として、ハローワーク（公共職業安定所）が運用する雇用保険トータル・システムの次に掲げる出力帳票の原本及び当該帳票に係る交付申請書の写しを添付すること。
 - (1) 適用事業所台帳ヘッダー1
 - (2) 事業所台帳ヘッダー2照会
 - (3) 事業所別被保険者台帳照会
 なお、これらの出力帳票は、事業所関係照会区分及び編集コード等を次の表のとおり指定してハローワーク（公共職業安定所）から交付を受けたものとする。

（照会区分コード）	（編集コード）	（指定期間）
事業所関係照会の対象者につき、次の「6 全被保険者」を指定すること。	事業所関係照会の対象者の並び順番につき、次の「3 取得（転入）日順」を指定すること。	基準事業年度（年）開始の日から適用対象事業年度（年）終了の日までとすること。
1 取得中の者	1 被保険者番号降順	
2 喪失済の者	2 氏名の50音順	
3 喪失原因3	③ 取得（転入）日順	
4 転入者	4 離職（転出）日順	
5 転出者	5 生年月日順	
⑥ 全被保険者		

訓 令

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者					知 事	専決者	
				部 長	局 長					課 長	部 長
漁 政 課	1～12 省 略					漁 政 課	1～12 省 略				
						13 離島漁 業再生支 援交付金 実施要領 （平成17 年4月1 日付け16 水漁第23 56号農林 水産事務 次官依命 通知）の 施行に関 する事務	1 特認離島の認定（第4 の2、離島漁業再生支援 交付金実施要領の運用 （平成17年4月1日付け 水産庁長官通知。））	—			
							2 市町村離島漁業集落活 動促進計画の認定（第5 の3）	—			
							3 交付金の交付実績の報 告（第10）				—
							4 実施状況の公表（第 11）				—
							5 交付金交付の評価（第 12の2）				—
						14 離島漁 業再生支 援推進交 付金実施 要領（平 成17年4 月1日付 け16水漁 第2355号 農林水産 事務次官 依命通 知）の施 行に関する事務	1 推進指導（第3の1）				—
							2 審査等に関すること。				
							(1) 市町村離島漁業集落 活動促進計画の策定指 導及び審査（第3の 1）				—
							(2) 所要額調書の作成 （第3の1）				—
							3 推進事業の実施に関す ること。				
							(1) 離島漁業再生支援都 道府県推進事業実施計 画の樹立及び変更（第 4の1）				—

翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの(以下「要介護者」という。)のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 _____」とあるのは「要介護者のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)とあるのは「要介護者 _____のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「要介護者のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成22年 6月30日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第7号

県立学校における授業料等減免規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 6月29日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

県立学校における授業料等減免規則の一部を改正する規則

県立学校における授業料等減免規則(昭和30年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
様式第1号(第5条関係) 授業料減免申請書				様式第1号(第5条関係) 授業料減免申請書			
省略				省略			
ふりがな		学 校 名		ふりがな		学 校 名	
氏 名				氏 名			全 日 制 定 時 制 の 別
住 所		学 年		住 所		学 年	
省略				省略			
注 省略				注 省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1092

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 6月29日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 2 条 職員給与と条例第19条第 1 項前段又は教育職員給与と条例第19条第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日 (以下「基準日」という。) に在職する職員 (職員給与と条例第19条の 2 各号又は教育職員給与と条例第19条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) ~ (5) 省略</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第 2 条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年愛媛県条例第 2 号。以下「育児休業条例」という。) <u>第 8 条第 1 項</u>に規定する職員以外の職員</p> <p>(7) ~ (10) 省略</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 8 条 職員給与と条例第19条の 4 第 1 項前段又は教育職員給与と条例第19条の 4 第 1 項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員 (職員給与と条例第19条の 4 第 5 項において準用する職員給与と条例第19条の 2 各号又は教育職員給与と条例第19条の 4 第 5 項において準用する教育職員給与と条例第19条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例<u>第 8 条第 2 項</u>に規定する職員以外の職員</p> <p>(5) ~ (7) 省略</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 2 条 職員給与と条例第19条第 1 項前段又は教育職員給与と条例第19条第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日 (以下「基準日」という。) に在職する職員 (職員給与と条例第19条の 2 各号又は教育職員給与と条例第19条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) ~ (5) 省略</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第 2 条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年愛媛県条例第 2 号。以下「育児休業条例」という。) <u>第 7 条第 1 項</u>に規定する職員以外の職員</p> <p>(7) ~ (10) 省略</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 8 条 職員給与と条例第19条の 4 第 1 項前段又は教育職員給与と条例第19条の 4 第 1 項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員 (職員給与と条例第19条の 4 第 5 項において準用する職員給与と条例第19条の 2 各号又は教育職員給与と条例第19条の 4 第 5 項において準用する教育職員給与と条例第19条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例<u>第 7 条第 2 項</u>に規定する職員以外の職員</p> <p>(5) ~ (7) 省略</p>

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 1027) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (5) 省略</p> <p>(6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第 23 から別表第 30 までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</p> <p>(7) ~ (9) 省略</p> <p>(10) 復職時調整 初任給規則第 36 条の 2、職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年愛媛県条例第 2 号) <u>第 9 条</u>、公益的法人等派遣条例第 6 条若しくは第 16 条又は職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成 19 年愛媛県条例第 59 号) 第 10 条の規定による号給の調整をいう。</p> <p>(11) ~ (13) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (5) 省略</p> <p>(6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第 23 から別表第 31 までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</p> <p>(7) ~ (9) 省略</p> <p>(10) 復職時調整 初任給規則第 36 条の 2、職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年愛媛県条例第 2 号) <u>第 8 条</u>、公益的法人等派遣条例第 6 条若しくは第 16 条又は職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成 19 年愛媛県条例第 59 号) 第 10 条の規定による号給の調整をいう。</p> <p>(11) ~ (13) 省略</p>

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第 3 条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 12 - 1) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第 1 条の 3 条例第 3 条第 2 項の有給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) _____予防接種を受け る場合又はこれにより著しく発熱し た場合</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(3)～(20) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) 職員が要介護者（条例第12条第4 項に規定する要介護者をいう。以下 同じ。）の介護その他の人事委員会 が定める世話をを行う場合であつて、 <u>当該職員が当該世話をを行う必要があ ると認められるとき。</u></td> <td>一の年において5日 （要介護者が2人以 上の場合にあつて は、10日）を超えな い範囲内でその都度 必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>(22) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(23) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(24) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第 3 条第 3 項の無給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員（再任用短時間勤務職員（条例第 5 条第 1 項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の非常勤職員を除く。）が要介護者 _____を介護する場合 であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 省略</p> <p>6 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する第 1 項の表(12)の項及び(22)の項、第 2 項の表並びに第 4 項の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第 1 項の表(22)の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に</p>	事 由	期 間	(1) 省略		(2) _____予防接種を受け る場合又はこれにより著しく発熱し た場合	省略	(3)～(20) 省略		(21) 職員が要介護者（条例第12条第4 項に規定する要介護者をいう。以下 同じ。）の介護その他の人事委員会 が定める世話をを行う場合であつて、 <u>当該職員が当該世話をを行う必要があ ると認められるとき。</u>	一の年において5日 （要介護者が2人以 上の場合にあつて は、10日）を超えな い範囲内でその都度 必要と認める期間	(22) 省略		(23) 省略		(24) 省略		(25) 省略		事 由	期 間	職員（再任用短時間勤務職員（条例第 5 条第 1 項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の非常勤職員を除く。）が要介護者 _____を介護する場合 であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	省略	<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第 1 条の 3 条例第 3 条第 2 項の有給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>予防注射若しくは予防接種を受け る場合又はこれにより著しく発熱し た場合</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(3)～(20) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(23) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(24) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第 3 条第 3 項の無給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員（再任用短時間勤務職員（条例第 5 条第 1 項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第 6 条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。 <u>ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>イ 2 親等以内の親族</u> <u>ウ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者</u></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 省略</p> <p>6 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する第 1 項の表(12)の項及び(21)の項、第 2 項の表並びに第 4 項の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第 1 項の表(21)の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に</p>	事 由	期 間	(1) 省略		(2) <u>予防注射若しくは予防接種を受け る場合又はこれにより著しく発熱し た場合</u>	省略	(3)～(20) 省略		(21) 省略		(22) 省略		(23) 省略		(24) 省略		事 由	期 間	職員（再任用短時間勤務職員（条例第 5 条第 1 項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第 6 条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。 <u>ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>イ 2 親等以内の親族</u> <u>ウ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者</u>	省略
事 由	期 間																																										
(1) 省略																																											
(2) _____予防接種を受け る場合又はこれにより著しく発熱し た場合	省略																																										
(3)～(20) 省略																																											
(21) 職員が要介護者（条例第12条第4 項に規定する要介護者をいう。以下 同じ。）の介護その他の人事委員会 が定める世話をを行う場合であつて、 <u>当該職員が当該世話をを行う必要があ ると認められるとき。</u>	一の年において5日 （要介護者が2人以 上の場合にあつて は、10日）を超えな い範囲内でその都度 必要と認める期間																																										
(22) 省略																																											
(23) 省略																																											
(24) 省略																																											
(25) 省略																																											
事 由	期 間																																										
職員（再任用短時間勤務職員（条例第 5 条第 1 項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の非常勤職員を除く。）が要介護者 _____を介護する場合 であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	省略																																										
事 由	期 間																																										
(1) 省略																																											
(2) <u>予防注射若しくは予防接種を受け る場合又はこれにより著しく発熱し た場合</u>	省略																																										
(3)～(20) 省略																																											
(21) 省略																																											
(22) 省略																																											
(23) 省略																																											
(24) 省略																																											
事 由	期 間																																										
職員（再任用短時間勤務職員（条例第 5 条第 1 項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第 6 条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。 <u>ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>イ 2 親等以内の親族</u> <u>ウ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者</u>	省略																																										

再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務職員にあつては、23時間15分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数）（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。」とする。

(3)・(4) 省略

(条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位)

第1条の4 条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる休暇の残日数のすべてを与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合

ア・イ 省略

ウ 前条第1項の表⁽¹⁸⁾の項、⁽¹⁹⁾の項、⁽²¹⁾の項及び⁽²²⁾の項に規定する有給休暇

(3) 第12条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、4時間の勤務時間について割り振ることをやめた勤務日の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表⁽²²⁾の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であつて、休憩時間（当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間（当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者（以下「所属長」という。）が指定した休憩時間））の前後いずれか一方の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表⁽²²⁾の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

2 省略

(休暇の算定)

第4条の4 年の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第1条の3第1項の表⁽¹²⁾の項及び⁽²¹⁾の項に規定する有給休暇の日数、同条第2項の表及び第4項に規定する無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

(子の看護休暇)

第4条の5 条例第8条の2の人事委員会規則で定める子は、中学校就学の始期に達するまでの子とし、同条の人事委員会規則で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

2 省略

(休暇の許可手続)

第6条 職員は、休暇（条例第5条から第9条までに規定する有給休暇及び第1条の3第1項の表⁽²¹⁾の項に規定する有給休暇を除く。）を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を所属長に提出し、その許可を得なければならない。

2・3 省略

4 子の看護休暇及び第1条の3第1項の表⁽²¹⁾の項に規定する有給

再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務職員にあつては、23時間15分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数）（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。」とする。

(3)・(4) 省略

(条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位)

第1条の4 条例第3条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる休暇の残日数のすべてを与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合

ア・イ 省略

ウ 前条第1項の表⁽¹⁸⁾の項、⁽¹⁹⁾の項及び⁽²¹⁾の項 _____ に規定する有給休暇

(3) 第12条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、4時間の勤務時間について割り振ることをやめた勤務日の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表⁽²¹⁾の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であつて、休憩時間（当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間（当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者（以下「所属長」という。）が指定した休憩時間））の前後いずれか一方の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表⁽²¹⁾の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

2 省略

(休暇の算定)

第4条の4 年の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第1条の3第1項の表⁽¹²⁾の項及び⁽²¹⁾の項に規定する有給休暇の日数、同条第2項の表及び第4項に規定する無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

(子の看護休暇)

第4条の5 条例第8条の2の人事委員会規則で定める子は、中学校就学の始期に達するまでの子 _____

_____ とする。

2 省略

(休暇の許可手続)

第6条 職員は、休暇（条例第5条から第9条までに規定する有給休暇 _____ を除く。）を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を所属長に提出し、その許可を得なければならない。

2・3 省略

4 子の看護休暇 _____

休暇の認定の手続並びに条例第9条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、第1項及び第2項の規定を準用する。

第12条 省略

(正規の勤務時間外勤務の制限)

第12条の2 職員は、条例第12条第1項の規定により同項に規定する正規の勤務時間外勤務（以下「勤務時間外勤務」という。）の制限を請求しようとするときは、勤務時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「勤務時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにした書面を、勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、所属長に提出しなければならない。この場合において、当該勤務時間外勤務の制限の請求に係る期間と同条第3項の規定により同項に規定する正規の勤務時間外勤務（第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」という。）の制限の請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 前項前段の請求があつた場合においては、所属長は、条例第12条第1項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。

3 第1項前段の請求を受けた所属長は、条例第12条第1項に規定する措置を講ずるために必要があると認める場合には、当該請求に係る勤務時間外勤務制限開始日を、当該勤務時間外勤務制限開始日の翌日から起算して1週間の期間内のいずれかの日に変更することができる。

4 所属長は、前項の規定により勤務時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該変更後の勤務時間外勤務制限開始日を当該変更前の勤務時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 所属長は、第1項前段の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第12条の3 前条第1項前段の請求がされた後勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡したこと。
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつたこと。
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。

2 勤務時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項前段の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求は、勤務時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

- (1) 前項各号に掲げる事由のいずれかが生じたこと。
- (2) 当該請求に係る子が3歳に達したこと。

(_____ 深夜勤務の制限)

第12条の4 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜（条例第12条第2項に規定する深夜をいう。以下同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が1

____の認定の手続及び____条例第9条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、第1項及び第2項の規定を準用する。

第12条 省略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第12条の2 条例第12条第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜（条例第12条第1項に規定する深夜をいう。以下同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が1

月について3日以下の者を含む。)であること。

(2)~(4) 省略

第12条の5 職員は、条例第12条第2項の規定により深夜における勤務(以下「深夜勤務」という。)の制限を請求しようとするときは、深夜勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにした書面を、深夜勤務制限開始日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

2 省略

3 第12条の2第5項の規定は、第1項の請求について準用する。

第12条の6 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)~(3) 省略

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第12条の4第1項に規定する者に該当することとなつたこと。

2 省略

第12条の7 前2条(前条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者 _____ を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(_____ 時間外勤務の制限)

第12条の8 第12条の2及び第12条の3の規定は、時間外勤務の制限の請求について準用する。この場合において、第12条の2第1項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第3項」と、「以下「勤務時間外勤務」とあるのは「第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」と、「勤務時間外勤務の」とあるのは「時間外勤務の」と、「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と、「同条第3項」とあるのは「同条第1項」と、「第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」とあるのは「以下「勤務時間外勤務」と、同条第2項及び第3項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第3項」と、同項、同条第4項並びに第12条の3第1項及び第2項中「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と、同項第2号中「3歳」とあるのは「小学校就学の始期」と読み替えるものとする。

月について3日以下の者を含む。)であること。

(2)~(4) 省略

第12条の3 職員は、条例第12条第1項の規定により深夜における勤務(以下「深夜勤務」という。)の制限を請求しようとするときは、深夜勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにした書面を、深夜勤務制限開始日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

2 省略

3 所属長は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第12条の4 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)~(3) 省略

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第12条の2第1項に規定する者に該当することとなつたこと。

2 省略

第12条の5 前2条(前条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第12条第3項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第12条の6 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(4) 請求に係る子と同居する者であること。

第12条の7 職員は、条例第12条第2項の規定により正規の勤務時間外の勤務(以下「時間外勤務」という。)の制限を請求しようとするときは、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにした書面を、時間外勤務制限開始日の前日までに、所属長に提出しなければならない。

2 前項の請求があつた場合においては、所属長は、条例第12条第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。

3 第1項の請求を受けた所属長は、条例第12条第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認める場合には、当該請求に係

る時間外勤務制限開始日を、当該時間外勤務制限開始日の翌日から起算して1週間の期間内のいずれかの日に変更することができる。

4 所属長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該変更後の時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 所属長は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第12条の8 前条第1項の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡したこと。
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつたこと。
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。
- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第12条の6第1項に規定する者に該当することとなつたこと。

2 時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

- (1) 前項各号に掲げる事由のいずれかが生じたこと。
- (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

第12条の9 前条の規定により読み替えて準用する第12条の2及び第12条の3（同条第1項第3号及び第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる事由のいずれか」とあるのは「前項第1号又は第2号に掲げる事由」と読み替えるものとする。

第12条の10 条例第12条第3項の人事委員会規則で定める時間は、1月について24時間、1年について150時間とする。

第12条の11 条例第12条第3項の人事委員会規則で定める勤務は、正規の勤務時間外に命ぜられる宿直又は日直の勤務とする。

第12条の12 条例第12条第4項の人事委員会規則で定めるものは、当該職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者とする。

第12条の9 前2条（前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第12条の10 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める時間は、1月について24時間、1年について150時間とする。

第12条の11 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める勤務は、正規の勤務時間外に命ぜられる宿直又は日直の勤務とする。

第12条の12 条例第12条第3項の人事委員会規則で定めるものは、当該職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者とする。

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第4条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（休暇の許可の事由及び期間）	（休暇の許可の事由及び期間）

第 2 条 の 3 条例第 4 条第 2 項の有給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

Table with 2 columns: 事由 (Reasons) and 期間 (Period). Rows include (1) 省略, (2) 予防接種を受け... 省略, (20) 職員が要介護者... 一の年において5日 (要介護者が2人以上の場合にあつては、10日) を超えない範囲内でその都度必要と認める期間, (21) 省略, (22) 省略, (23) 省略.

2 条例第 4 条第 3 項の無給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

Table with 2 columns: 事由 (Reasons) and 期間 (Period). Row 1: 職員 (再任用短時間勤務教育職員... 以外) が要介護者... を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。 省略

3 ~ 5 省略

6 再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員に対する第 1 項の表(1)の項及び(2)の項、第 2 項の表並びに第 4 項の規定の適用については、次のとおりとする。

- (1) 省略
(2) 第 1 項の表(2)の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、23時間15分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日

第 2 条 の 3 条例第 4 条第 2 項の有給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

Table with 2 columns: 事由 (Reasons) and 期間 (Period). Rows include (1) 省略, (2) 予防注射若しくは予防接種を受け... 省略, (20) 省略, (21) 省略, (22) 省略.

2 条例第 4 条第 3 項の無給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

Table with 2 columns: 事由 (Reasons) and 期間 (Period). Row 1: 職員 (再任用短時間勤務教育職員... 以外) が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの(第6条において「要介護者」という。)を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。
ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
イ 2親等以内の親族
ウ 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の父母の配偶者

3 ~ 5 省略

6 再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員に対する第 1 項の表(1)の項及び(2)の項、第 2 項の表並びに第 4 項の規定の適用については、次のとおりとする。

- (1) 省略
(2) 第 1 項の表(2)の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、23時間15分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日

当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数)(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。』とする。

(3)・(4) 省略

(条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位)

第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる休暇の残日数のすべてを与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合

ア・イ 省略

ウ 前条第1項の表⁽¹⁷⁾の項、⁽¹⁸⁾の項、⁽²⁰⁾の項及び⁽²¹⁾の項に規定する有給休暇

(3) 第12条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、4時間の勤務時間について割り振ることをやめた勤務日の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表⁽²¹⁾の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振った場合であつて、休憩時間(当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間(当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者(以下「所属長」という。)が指定した休憩時間))の前後いずれか一方の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表⁽²¹⁾の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

2 省略

(休暇の計算)

第4条の2 年(暦年をいう。第6条第3項において同じ。)の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第2条の3第1項の表⁽¹¹⁾の項及び⁽²¹⁾の項に規定する有給休暇の日数並びに同条第2項の表及び第4項に規定する無給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

2 省略

(子の看護休暇)

第4条の3 条例第9条の2の人事委員会規則で定める子は、中学校就学の始期に達するまでの子とし、同条の人事委員会規則で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

2・3 省略

(休暇の許可手続)

第6条 職員は、休暇(条例第6条から第10条までに規定する有給休暇及び第2条の3第1項の表⁽²⁰⁾の項に規定する有給休暇を除く。)を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を所属長に提出し、その許可を得なければならない。

2・3 省略

4 子の看護休暇及び第2条の3第1項の表⁽²⁰⁾の項に規定する有給休暇の認定の手続並びに条例第10条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、第1項及び第2項の規定を準用する。

第12条 省略

当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数)(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。』とする。

(3)・(4) 省略

(条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位)

第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる休暇の残日数のすべてを与える場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある場合

ア・イ 省略

ウ 前条第1項の表⁽¹⁷⁾の項、⁽¹⁸⁾の項及び⁽²⁰⁾の項 _____ に規定する有給休暇

(3) 第12条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、4時間の勤務時間について割り振ることをやめた勤務日の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表⁽²⁰⁾の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振った場合であつて、休憩時間(当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間(当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者(以下「所属長」という。)が指定した休憩時間))の前後いずれか一方の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表⁽²⁰⁾の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

2 省略

(休暇の計算)

第4条の2 年(暦年をいう。第6条第3項において同じ。)の中途において勤務形態の変更があつた場合における職員の第2条の3第1項の表⁽¹¹⁾の項及び⁽²⁰⁾の項に規定する有給休暇の日数並びに同条第2項の表及び第4項に規定する無給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

2 省略

(子の看護休暇)

第4条の3 条例第9条の2の人事委員会規則で定める子は、中学校就学の始期に達するまでの子 _____

_____ とする。

2・3 省略

(休暇の許可手続)

第6条 職員は、休暇(条例第6条から第10条までに規定する有給休暇 _____ を除く。)を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を所属長に提出し、その許可を得なければならない。

2・3 省略

4 子の看護休暇 _____ の認定の手続及び _____ 条例第10条に規定する忌引及び父母の祭日休暇の承認の手続については、第1項及び第2項の規定を準用する。

第12条 省略

(正規の勤務時間外勤務の制限)

第12条の2 職員は、条例第12条第1項の規定により同項に規定する正規の勤務時間外勤務（以下「勤務時間外勤務」という。）の制限を請求しようとするときは、勤務時間外勤務の制限を請求する一期間について、その初日（以下「勤務時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにした書面を、勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、所属長に提出しなければならない。この場合において、当該勤務時間外勤務の制限の請求に係る期間と同条第3項の規定により同項に規定する正規の勤務時間外勤務（第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」という。）の制限の請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 前項前段の請求があつた場合においては、所属長は、条例第12条第1項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。

3 第1項前段の請求を受けた所属長は、条例第12条第1項に規定する措置を講ずるために必要があると認める場合には、当該請求に係る勤務時間外勤務制限開始日を、当該勤務時間外勤務制限開始日の翌日から起算して1週間の期間内のいずれかの日に変更することができる。

4 所属長は、前項の規定により勤務時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該変更後の勤務時間外勤務制限開始日を当該変更前の勤務時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 所属長は、第1項前段の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第12条の3 前条第1項前段の請求がされた後勤務時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡したこと。
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつたこと。
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。

2 勤務時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項前段の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求は、勤務時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

- (1) 前項各号に掲げる事由のいずれかが生じたこと。
- (2) 当該請求に係る子が3歳に達したこと。

(_____ 深夜勤務の制限)

第12条の4 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜（条例第12条第2項に規定する深夜をいう。以下同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2)～(4) 省略

第12条の5 職員は、条例第12条第2項の規定により深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）の制限を請求しようとする

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第12条の2 条例第12条第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜（条例第12条第1項に規定する深夜をいう。以下同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2)～(4) 省略

第12条の3 職員は、条例第12条第1項の規定により深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）の制限を請求しようとする

きは、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにした書面を、深夜勤務制限開始日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

2 省略

3 第12条の2第5項の規定は、第1項の請求について準用する。

第12条の6 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第12条の4第1項に規定する者に該当することとなつたこと。

2 省略

第12条の7 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者

を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（ 時間外勤務の制限 ）

第12条の8 第12条の2及び第12条の3の規定は、時間外勤務の制限の請求について準用する。この場合において、第12条の2第1項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第3項」と、「以下「勤務時間外勤務」とあるのは「第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」と、「勤務時間外勤務の」とあるのは「時間外勤務の」と、「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と、「同条第3項」とあるのは「同条第1項」と、「第12条の10の時間を超えてする勤務に限る。以下「時間外勤務」とあるのは「以下「勤務時間外勤務」と、同条第2項及び第3項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第3項」と、同項、同条第4項並びに第12条の3第1項及び第2項中「勤務時間外勤務制限開始日」とあるのは「時間外勤務制限開始日」と、同項第2号中「3歳」とあるのは「小学校就学の始期」と読み替えるものとする。

きは、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにした書面を、深夜勤務制限開始日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

2 省略

3 所属長は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第12条の4 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 省略

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第12条の2第1項に規定する者に該当することとなつたこと。

2 省略

第12条の5 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者（条例第12条第3項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（ 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限 ）

第12条の6 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。
- (4) 請求に係る子と同居する者であること。

第12条の7 職員は、条例第12条第2項の規定により正規の勤務時間外の勤務（以下「時間外勤務」という。）の制限を請求しようとするときは、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにした書面を、時間外勤務制限開始日の前日までに、所属長に提出しなければならない。

2 前項の請求があつた場合においては、所属長は、条例第12条第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。

3 第1項の請求を受けた所属長は、条例第12条第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認める場合には、当該請求に係る時間外勤務制限開始日を、当該時間外勤務制限開始日の翌日から起算して1週間の期間内のいずれかの日に変更することができる。

4 所属長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した

場合においては、当該変更後の時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 所属長は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第12条の8 前条第1項の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡したこと。
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつたこと。
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。
- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第12条の6第1項に規定する者に該当することとなつたこと。

2 時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

- (1) 前項各号に掲げる事由のいずれかが生じたこと。
- (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

第12条の9 前2条（前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第12条の10 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める時間は、1月について24時間、1年について150時間とする。

第12条の11 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める勤務は、正規の勤務時間外に命ぜられる宿直又は日直の勤務とする。

第12条の12 条例第12条第3項の人事委員会規則で定めるものは、当該職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者とする。

第12条の9 前条の規定により読み替えて準用する第12条の2及び第12条の3（同条第1項第3号及び第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる事由のいずれか」とあるのは「前項第1号又は第2号に掲げる事由」と読み替えるものとする。

第12条の10 条例第12条第3項の人事委員会規則で定める時間は、1月について24時間、1年について150時間とする。

第12条の11 条例第12条第3項の人事委員会規則で定める勤務は、正規の勤務時間外に命ぜられる宿直又は日直の勤務とする。

第12条の12 条例第12条第4項の人事委員会規則で定めるものは、当該職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者とする。

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第5条 職員の育児休業等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-33）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）<u>第8条第1項、第13条、第14条及び第25条</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）<u>第3条第4号、第7条第1項、第11条第5号、第12条、第13条及び第24条</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(育児休業等計画書)

第2条 条例第4条第4号又は第12条第5号に規定する育児休業等計画書の様式は、育児休業等計画書(様式第1号)とする。

第3条 省略

第4条 省略

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)~(3) 省略

2 省略

3 **第3条第2項**の規定は、第1項の届出があった場合について準用する。

(育児休業に伴う任期付職員の採用及び任期の更新)

第6条 任命権者は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により職員を採用しようとする場合は、職員となる者に、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出させるものとする。

2 任命権者は、条例第7条の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

(育児休業をしている職員の勤務した期間に相当する期間)

第7条 条例第8条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1)~(3) 省略

(条例第13条の人事委員会規則で定める日数及び時間)

第8条 条例第13条の人事委員会規則で定める日数は、12日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は、16時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第9条 条例第14条の規定による育児短時間勤務承認請求書の様式は、育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)とする。

2 **第3条第2項**の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求があった場合について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第10条 第5条の規定は、育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用及び任期の更新)

第11条 第6条の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用及び任期の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」第6条第1項」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第

(職員の配偶者の行う子の養育の方法)

第2条 条例第3条第4号又は第11条第5号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

(育児休業等計画書)

第3条 条例第3条第4号又は第11条第5号に規定する育児休業等計画書の様式は、育児休業等計画書(様式第1号)とする。

第4条 省略

第5条 省略

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 条例第5条第1号に掲げる事由が生じた場合

2 省略

3 **第4条第2項**の規定は、第1項の届出があった場合について準用する。

(育児休業に伴う任期付職員の採用及び任期の更新)

第7条 任命権者は、育児休業法第6条第1項の規定により職員を採用しようとする場合は、職員となる者に、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出させるものとする。

2 任命権者は、条例第6条の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

(育児休業をしている職員の勤務した期間に相当する期間)

第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1)~(3) 省略

(条例第12条の人事委員会規則で定める日数及び時間)

第9条 条例第12条の人事委員会規則で定める日数は、12日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は、16時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 条例第13条の規定による育児短時間勤務承認請求書の様式は、育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)とする。

2 **第4条第2項**の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求があった場合について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第11条 第6条の規定は、育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「条例第5条第1号」とあるのは、「条例第14条第1号」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用及び任期の更新)

第12条 第7条の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用及び任期の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「育児休業法

第6条第1項」とあるのは「育児休業法

110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項」と、同条第2項中「条例第7条」とあるのは「条例第19条において準用する条例第7条」と読み替えるものとする。

(部分休業の承認の請求手続等)

第12条 省略

2 第3条第2項の規定は、部分休業の承認の請求があった場合について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第13条 第5条の規定は、部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

様式第1号(第2条関係) 育児休業等計画書

Table with 2 columns and 3 rows. Header row: 省略. Middle row: 配偶者の氏名, 養育予定期間. Bottom row: 養育計画, 子を養育するための方法.

注1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書(様式第2号)又は育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)と同時に(記載事項に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく)提出すること。

2・3 省略

4 請求期間の欄は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

5 省略

様式第2号(第3条、様式第1号関係) 育児休業承認請求書

Table with 2 columns and 3 rows. Header row: 省略. Middle row: 請求に係る子, 氏名, 請求者との続柄. Bottom row: 生年月日, 年月日.

注1~3 省略

4 備考の欄は、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)第3条の規定による期間内に、職員(当該期間内に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第8条及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第9条に規定する休暇を出産日の翌日から同日を起算日とする8週間後の日までの間において取得した職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日

第18条第1項」と、同条第2項中「条例第6条」とあるのは「条例第18条において準用する条例第6条」と読み替えるものとする。

(部分休業の承認の請求手続等)

第13条 省略

2 第4条第2項の規定は、部分休業の承認の請求があった場合について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第6条の規定は、部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

様式第1号(第3条関係) 育児休業等計画書

Table with 2 columns and 3 rows. Header row: 省略. Middle row: 配偶者の氏名, 養育予定期間. Bottom row: 養育計画, 子を養育するための方法.

注1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書(様式第2号)と同時に(記載事項に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく)提出すること。

2・3 省略

4 請求期間の欄は、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

5 養育予定期間の欄は、請求者の請求期間満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間(3月以上の期間に限る。)を記入すること。

6 省略

様式第2号(第4条、様式第1号関係) 育児休業承認請求書

Table with 4 columns and 4 rows. Header row: 請求に係る子, 請求者以外の請求に係る子の親. Middle row: 氏名, 請求に係る子との同居又は別居の別. Bottom row: 生年月日, 年月日, 就業の有無.

注1~3 省略

4 備考の欄は、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日

を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等を記入すること。

様式第3号（第5条関係） 養育状況変更届

省略	
届出の事由	育児休業等に係る子を養育しなくなった。 同居しなくなった。 負傷又は疾病 その他（ ） 育児休業等に係る子が死亡した。 育児休業等に係る子と離縁した。（養子縁組の取消しを含む。） 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 その他（ ）
省略	

注 省略

様式第4号（第9条、様式第1号関係） 育児短時間勤務承認請求書

省略			
請求に係る子	氏 名		
	請求者との続柄		
	生 年 月 日	年 月 日	
省略			

注 省略

様式第5号（第12条関係） 部分休業承認請求書
（表）

省略			
請求に係る子	氏 名		
	請求者との続柄		
	生 年 月 日	年 月 日	
省略			

（裏）

省略

注 1 省略

- 2 請求に係る子について、

 _____ 託児の態様及び通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考の欄に記入すること。

3 省略

を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等を記入すること。

様式第3号（第6条関係） 養育状況変更届

省略	
届出の事由	育児休業等に係る子を養育しなくなった。 同居しなくなった。 負傷又は疾病 その他（ ） <u>育児休業等に係る子を配偶者が常態として養育できることとなった。</u> 育児休業等に係る子が死亡した。 育児休業等に係る子と離縁した。（養子縁組の取消しを含む。） 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 その他（ ）
省略	

注 省略

様式第4号（第10条、様式第1号関係） 育児短時間勤務承認請求書

省略			
請求に係る子		請求者以外の請求に係る子の親	
氏 名		氏 名	
請求者との続柄		請求に係る子との同居又は別居の別	同居 別居
生年月日	年 月 日	就業の有無	有 無
省略			

注 省略

様式第5号（第13条関係） 部分休業承認請求書
（表）

省略			
請求に係る子		請求者以外の請求に係る子の親	
氏 名		氏 名	
請求者との続柄		請求に係る子との同居又は別居の別	同居 別居
生年月日	年 月 日	就業の有無	有 無
省略			

（裏）

省略

注 1 省略

- 2 請求に係る子について、請求者以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合又は託児の態様及び通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考の欄に記入すること。

3 省略

附 則

この規則は、平成22年 6 月30日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1093

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 6 月29日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（就業促進手当に相当する退職手当等）</p> <p>第10条 条例第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当、同項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当及び同項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法第56条の3第1項に規定する就業促進手当、同法第58条第1項に規定する移転費及び同法第59条第1項に規定する広域求職活動費に相当する金額を同法の当該規定によりこれらの給付の支給の条件に従い、支給する。</p> <p>（就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続）</p> <p>第16条 受給資格者は、条例第10条第10項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の5）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の6）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、同項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）にそれぞれ受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。第12条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第15号の6（第16条関係） 再就職手当に相当する退職手当支給申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雇入れ（事業開始）の日前3年間における就業についての再就職手当又は常用就職支度手当</td> <td>1 再就職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。</td> </tr> <tr> <td>に相当する退職手当の受給の有無</td> <td>2 再就職手当に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		雇入れ（事業開始）の日前3年間における就業についての再就職手当又は常用就職支度手当	1 再就職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。	に相当する退職手当の受給の有無	2 再就職手当に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。	<p>（就業促進手当に相当する退職手当等）</p> <p>第10条 条例第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当、同項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当及び同項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法第56条の2第1項に規定する就業促進手当、同法第58条第1項に規定する移転費及び同法第59条第1項に規定する広域求職活動費に相当する金額を同法の当該規定によりこれらの給付の支給の条件に従い、支給する。</p> <p>（就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続）</p> <p>第16条 受給資格者は、条例第10条第10項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の5）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の6）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、同項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）にそれぞれ受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。第12条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第15号の6（第16条関係） 再就職手当に相当する退職手当支給申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雇入れ（事業開始）の日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度手当</td> <td>1 再就職手当、常用就職支度金に相当する退職手当を受給したことがある。</td> </tr> <tr> <td>又は常用就職支度金に相当する退職手当の受給の有無</td> <td>2 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度手当に相当する退職手当及び常用就職支度金に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		雇入れ（事業開始）の日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度手当	1 再就職手当、常用就職支度金に相当する退職手当を受給したことがある。	又は常用就職支度金に相当する退職手当の受給の有無	2 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度手当に相当する退職手当及び常用就職支度金に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
省略													
雇入れ（事業開始）の日前3年間における就業についての再就職手当又は常用就職支度手当	1 再就職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。												
に相当する退職手当の受給の有無	2 再就職手当に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。												
省略													
雇入れ（事業開始）の日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度手当	1 再就職手当、常用就職支度金に相当する退職手当を受給したことがある。												
又は常用就職支度金に相当する退職手当の受給の有無	2 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度手当に相当する退職手当及び常用就職支度金に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。												

様式第16号（第16条関係） 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

省略	
雇入れの日前3年間における就業についての再就職手当又は常用就職支度手当	1 再就職手当又は常用就職支度手当 _____ に相当する退職手当を受給したことがある。
_____ に相当する退職手当の有無	2 再就職手当に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
省略	

注 省略

様式第16号（第16条関係） 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

省略	
雇入れの日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度手当又は常用就職支度金に相当する退職手当	1 再就職手当、常用就職支度手当又は常用就職支度金に相当する退職手当を受給したことがある。
_____ に相当する退職手当の有無	2 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度手当に相当する退職手当及び常用就職支度金に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
省略	

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成22年 6 月29日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（正規の勤務時間外勤務、<u>深夜勤務及び時間外勤務の制限</u>）</p> <p>第5条の2 所属長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）</u>をさせてはならない。</p> <p>2 _____ 省略</p> <p>3 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 _____ が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務及び正規の勤務時間外に命ぜられる宿直又は日直の勤務を除く。）</u>をさせてはならない。</p> <p>4 前2項（第2項各号 _____ を除く。）の規定は、負傷、<u>疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする配</u></p>	<p>（<u>育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限</u>）</p> <p>第5条の2 省略</p> <p>2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。以下この項において同じ。</u>）が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務及び正規の勤務時間外に命ぜられる宿直又は日直の勤務を除く。）</u>をさせてはならない。</p> <p>(1) <u>就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）</u>であること。</p> <p>(2) <u>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な常態にある者でないこと。</u></p> <p>(3) <u>8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</u></p> <p>(4) <u>請求に係る子と同居する者であること。</u></p> <p>3 前2項（第1項各号及び前項各号を除く。）の規定は、負傷、<u>疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする配</u></p>

偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該の親であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。）」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者（以下「要介護者」という。）のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「をいう。以下同じ。」とあるのは「をいう。」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

（特殊勤務）

第14条 職員の勤務の態様により第4条、第8条_____及び第13条の規定と異なる取扱いを要する者については、別に定めるところによる。

偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該の親であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。）」とあるのは「要介護者

のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「をいう。以下同じ。」とあるのは「をいう。」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該の親であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

（特殊勤務）

第14条 職員の勤務の態様により第4条、第8条、第9条及び第13条の規定と異なる取扱いを要する者については、別に定めるところによる。

附 則

この管理規程は、平成22年6月30日から施行する。